

【令和8年度～】大塚五・六丁目、千駄木二・五丁目、根津二丁目 拡幅整備奨励金 よくあるお問い合わせ

番号	質問	回答	キーワード
1	細街路 細街路とは	細街路とは、現況幅員4m未満の道で、一般交通の用に供されるもので、一般には建築基準法第42条第2項の規定により指定された道路を指します。	細街路 2項道路 定義
2	細街路 道路が細街路(建築基準法上の第42条第2項の道路)かどうか確認したい	建築基準法上の道路種別は、建築指導課(18階南側)の閲覧端末で確認できます。(閲覧時間:午前8時30分から午後5時まで) 来庁が困難な場合はFAXにより照会できます。 (よくある質問(土地と建物)参照 https://www.city.bunkyo.lg.jp/b003/p007486.html)	細街路 2項道路 確認方法
3	細街路協議 細街路協議とは	細街路に面した敷地の土地所有者・建築主から協議書類を提出していただき、区と拡幅整備の範囲や管理の方法を取り決めるものです。一度成立した協議は、その後名義が替わっても引き継がれます。	細街路協議 定義
4	細街路協議 物件が協議を済ませているか知りたい	地域整備課窓口(18階北側)で確認できます。住所をお伝えください。(電話での問い合わせは、位置を特定できないためお答えしていません。)	細街路協議 確認方法
5	細街路協議 物件が既に協議済みだった。建築の計画があるが細街路の手続きは必要か？	後退部分が拡幅整備済みであれば、手続きは不要です。 整備済みでなければ、変更届を提出してください。	細街路協議 手続き
6	細街路協議 物件が整備済みかを知りたい	地域整備課窓口(18階北側)で確認できます。住所をお伝えください。 整備済みの箇所は現地に後退表示板を設置しています。	細街路整備 確認方法
7	細街路協議 道路中心線はどうやって決まるのか。	土地所有者から区へ協議書類を提出していただき、現場立会いを経て協議成立となります。	道路中心線 定義
8	細街路協議 協議にはどのくらいの期間がかかるのか	協議書類提出時に現場立会日を決定します。通常約2～3週間後ですが、混雑状況により2か月後になる場合もあります。現場立会后、図面の修正を行い約1か月での協議成立を想定しています。	細街路協議 期間 混雑状況
9	細街路協議 新築工事にあたって、細街路の協議は必ず行わなければならないのか	皆様のご協力のもと行っている事業です。 ただし、耐震、崖及び細街路の助成や奨励の申請を行うためには、協議が必要です。	細街路協議 必要性
10	細街路協議 協議・変更届を提出したいが、売買契約中で名義変更していない。提出は可能か？	名義変更してからの提出をお願いいたします。	細街路協議 名義変更
11	拡幅整備 「整備協力」とは、建築主等は何を協力するのか。	協議を行い、後退用地を道路状に整備するとともに、整備後も適切な維持管理を行うことです。	細街路整備 整備協力 定義
12	拡幅整備 土地(敷地)に面する道路が区道か私道か知りたい	文京区の道路台帳平面図で確認できます。(土木部管理課窓口か、区HPでも閲覧できます。)	細街路整備 確認方法
	拡幅奨励金		

【令和8年度～】大塚五・六丁目、千駄木二・五丁目、根津二丁目 拡幅整備奨励金 よくあるお問い合わせ			
番号	質問	回答	キーワード
13	奨励金をもらうためには建替えをしないといけないのか。	建替え時以外でも、拡幅整備に協力していただければ交付対象となります。	奨励金 拡幅整備
14	拡幅奨励金	道路整備しないといけません。	奨励金 拡幅整備
	奨励金をもらうためには道路を整備しないといけないのか。		
15	拡幅奨励金	協議が成立(もしくは変更届を提出)し、道路整備完了後の申請となります。	奨励金 申請時期
	奨励金の申請はいつできるか？		
16	拡幅奨励金	可能です。	奨励金 申請
	建築主と土地所有者が法人だが、奨励金の申請はできるか？		
17	拡幅奨励金	原則として区の受託整備が交付対象です。「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」などの適用を受ける場合は自主整備となりますが、適用を受けずに自主整備をご希望される場合は、別途ご相談ください。	奨励金 自主整備
	後退部分を自主整備する場合でも交付対象になるか。		
18	拡幅奨励金	後退部分の道路整備完了後です。	奨励金 交付時期
	奨励金を申請した場合、いつもらえるのか		
19	拡幅奨励金	奨励対象は、事業が始まった以降、拡幅整備にご協力をいただいた場合となります。	拡幅奨励
	事業が始まる前に後退している場合も奨励金は貰えるのか		
20	拡幅奨励金	拡幅奨励を行う理由は、現在、4m未満の細街路(建築基準法の第42条第2項の道路)を解消するためです。拡幅整備後の道路が4mになることを目的としておりますので、それ以上の道路提供をいただいても奨励金を増額することはできません。	2項道路 奨励金額
	後退用地以上に道路提供した場合、奨励金の額も増えるのか		
21	拡幅奨励金	奨励金は課税対象となる場合があります。詳細については、所轄の税務署にお問い合わせください。	奨励金 課税
	奨励金は課税対象になりますか。		
22	拡幅奨励金	併用可能です。助成金対象工事(塀撤去等)について、他の補助金の交付を受ける場合は対象となりませんのでご注意ください。 また、助成金と奨励金は提出時期や様式が異なりますのでそれぞれ申請をお願いします。	奨励金 助成金 併用
	細街路拡幅整備助成金(塀の撤去や水道メーターの移設)と併用はできるか？		
23	拡幅奨励金	併用可能です。それぞれ申請をお願いします。	奨励金 助成金 併用
	不燃化推進事業(建替え・除却)助成と併用はできるか？		
24	拡幅奨励金	書類は土地所有者や建築主の記名押印(または自署)が必要ですが、届け出や書類作成は業者の方に依頼されて構いません。 また、そのための委任状などのご用意も不要です。交付決定通知書は、申請者ご本人様宛に送付します。	奨励金 申請 委託
	協議書や助成金、奨励金の作成、区への届け出は業者(契約予定のハウスメーカー等)に依頼してもいいか？		
25	拡幅整備	区道・私道を問わず、区で行うか、ご自身で行う(自主整備)か選択していただけます。なお、区で行う場合は費用負担はありません。 ただし、「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」や「文京区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」などの適用を受ける場合は自主整備となります。	拡幅整備 整備主体
	セットバック部分の工事は区で行ってもらえるのか		

【令和8年度～】大塚五・六丁目、千駄木二・五丁目、根津二丁目 拡幅整備奨励金 よくあるお問い合わせ			
番号	質問	回答	キーワード
26	拡幅整備 区道の場合は、下水道工事も区で行ってもらえるのか	既存汚水桝の後退工事のみ行います。新設・経路変更等は、管理者である東京都下水道局にお問合せください。	拡幅整備 下水道工事
27	拡幅整備 電柱移設は依頼できるのか	区道で受託整備の場合は、区から電柱の管理者に依頼します。ただし、移設箇所などは電柱管理者と直接ご相談ください。 また、私道の場合は電柱管理者にご相談ください。	拡幅整備 電柱
28	拡幅整備 区の拡幅整備はどのタイミングで入るのか	建物が完成し、外構工事前に整備するのが、良いタイミングだと思います。拡幅整備希望日から4～5か月前に整備の立会予約をしてください。	拡幅整備 拡幅時期
29	拡幅奨励金 奨励金をもらうためには後退部分を寄附しないとイケないのか。	寄附は必要ありません。区道への無償使用承諾の場合や私道の場合も対象です。	奨励金 寄附
30	拡幅整備 後退面積はどうやって決まるのか。計算は申請者がしなければならないのか	区が拡幅整備を行う場合は、面積は区で計算します。 ※自主整備の場合は、申請書提出時に申請者が後退面積を求積し、整備完了後に区が求積どおりか現場確認します。	拡幅整備 後退面積
31	拡幅整備 敷地と道路に高低差がある場合、整備を区でやってもらえるのか。	区の整備は側溝および表面の舗装のみです。建築主側の負担で切り土や盛り土を行い、敷地内で土留めなどを設置して工事が可能な状態にしておいてください。	拡幅整備 高低差
32	拡幅整備 道路後退し、奨励金を受け取ったが、売却し名義が変わる。しなければならないことはあるか？	土地所有者が変更になっても、適切な維持管理について継承していただくことが条件となります。	拡幅整備 名義変更
33	拡幅整備 後退部分に植木鉢や自転車など物を置いてもいいか。	物は置かないでください。道路を広げても通行の障害となり、緊急自動車の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれがあります。	拡幅整備 後退後の扱い
34	拡幅奨励金 1㎡当たり20万円の根拠は？ 1㎡当たり20万円は安いのでは。	従前からの奨励金(隅切り用地の寄付:約1.0㎡/20万円)を根拠としています。	拡幅奨励金 根拠
35	奨励対象 大塚5・6、千駄木2・5、根津2以外にも奨励金はあるのか	現時点においては、ありません。	奨励対象 他地区
36	奨励対象 大塚5・6、千駄木2・5、根津2以外に奨励金を交付しない理由はなぜか。	対象地は地震時の総合危険度ランクが高い地域であるとともに、不燃化推進事業を実施している地区であり、優先的に拡幅を推進する必要があると考えています。その他の地区については、今後の地域の整備状況等に応じ、事業や制度を検証していきます。	セトバック 他地区 奨励金